女川原子力発電所第	等2号機 工事計画審査資料
資料番号	02-補-E-19-0600-40-2_改 2
提出年月日	2021年9月10日

補足-600-40-2 設計基準対象施設の耐震重要度分類表について 設置変更許可及び建設時工事計画認可からの変更点

1.	概要	1
2.	設置変更許可からの変更点	1
3.	建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点	4

目次

1. 概要

本資料は、添付書類「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本 方針」のうち、「表 2-1 設計基準対象施設の耐震重要度分類表」について、設置変更許可段 階からの変更点を整理するとともに、建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点につ いて整理したものである。

2. 設置変更許可からの変更点

女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(2号発電用原子炉施設の変更)本文及 び添付書類の一部補正について(令和2年2月26日許可)からの変更点及び変更理由につい て,表1のとおり整理した(変更箇所の詳細は添付資料1参照)。

	変更前 (<mark>令和 2 年 2 月 26 日</mark> 設置変更許可時)	変更後 <mark>(今回工認)</mark>	変更理由	対応 ページ
1	原子炉遮蔽壁	原子炉しゃへい壁	工事計画認可申請名称への変更	<mark>7, 9</mark>
2	1号炉	第1号機	同上	<mark>7, 8, 9</mark>
3	<mark>制御棒貯蔵ハンガ</mark>	-	設計進捗に伴う変更 (再起動前までに撤去する方針としたため削除)	7
4	軽油タンク基礎	軽油タンク室	工事計画認可申請名称への変更	<mark>7, 8, 9</mark>
5	前面護岸	_	設計進捗に伴う変更 (設置変更許可時は,補助設備としての冷却系に対す る波及的影響を考慮すべき施設としていたが,工認段 階においては,取水口及び貯留堰に対する波及的影響 を考慮すべき施設として整理するため削除)	<mark>8, 9</mark>
<mark>6</mark>	原子炉遮蔽プラグ	原子炉ウェルカバー	工事計画認可申請名称への変更	<mark>8</mark>
<u>7</u>	3 号炉	第3号機	同上	<mark>9</mark>
<mark>⑧-1</mark>	防潮堤	防潮堤(鋼管式鉛直壁)	同上 同上	<mark>9</mark>
<mark>⑧-2</mark>	防潮堤	防潮堤(盛土堤防)	同上	<mark>9</mark>
<mark>9</mark>	-	出口側集水ピット(屋外排水路逆 流防止設備(防潮堤南側))	設計進捗に伴う変更 (耐津波設計等の構造確定に伴う追加)	<mark>9</mark>
10	-	出口側集水ピット(屋外排水路逆 流防止設備(防潮堤北側))	同上 同上	<mark>9</mark>

表1 設置変更許可<mark>審査</mark>からの変更点(1/2)

	変更前 (<mark>令和2年2月26日</mark> 設置変更許可時)	変更後 <mark>(今回工認)</mark>	変更理由	対応 ページ
	2 号炉	第2号機	工事計画認可申請名称への変更	<mark>9</mark>
	_	防潮壁(第3号機放水立坑)	設計進捗に伴う変更 (耐津波設計等の構造確定に伴う追加)	<mark>9</mark>
13	揚水井戸	揚水井戸(第3号機海水ポンプ室 防潮壁区画内)	工事計画認可申請名称への変更	<mark>9</mark>
14	3号炉海水ポンプ室門型クレーン	_	設計進捗に伴う変更 (<mark>再起動前までに撤去する方針としたため削除</mark>)	<mark>9</mark>
15	アクセスルート	アクセスルート(防潮堤(盛土堤 防))	工事計画認可申請名称への変更	<mark>9</mark>
16	3 号炉取水路	_	設計進捗に伴う変更 (設置変更許可時は,防潮堤に対する波及的影響を考 慮すべき施設としていたが,工認段階においては,防 潮堤(鋼管式鉛直壁)に対する波及的影響を考慮すべ き施設として整理するため削除)	9
	_	前面護岸	設計進捗に伴う変更 (今回工事計画認可段階で波及的影響を考慮すべき 施設が明確になったことに伴う追加)	<mark>9</mark>
18	_	第1号機取水路	同上	<mark>9</mark>
19	建物・構築物	建物・構築物,土木構造物	記載の適正化 (土木構造物について明確化)	10
20	下位の耐震クラスに属するものの破損 等によって上位の分類に属するものに 波及的影響を及ぼすおそれのある施設	下位クラス施設のうち,その破損 等によって上位クラス施設に波及 的影響を及ぼすおそれのある施設	記載の適正化	10

表1 設置変更許可<mark>審査</mark>からの変更点(2/2)

- 3. 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類の変更点 建設時工事計画認可からの耐震重要度分類が変更となった設備は、大別して以下の4ケ ースのものがある。
 - ① 耐津波に関する設備の新規追加(Sクラス)
 - 地下水位低下設備の新規追加(Cクラス)
 - ③ 非常用ディーゼル発電機等の燃料を貯蔵する設備の格上げ(C→S クラス)
 - ④ 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴う変更(A→S クラス)

それぞれの対象設備を表 2-1 示す。また,耐震重要度分類の変更ではないが,検討用地 震動が変更になった設備を表 2-2 に示す。

なお,発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針の改訂に伴い,建設時工認においてAs クラス又はAクラスとしていた設備は,今回工認においてはSクラスに整理される。耐震重 要度分類がAクラスだった設備は,建設時工認においては基準地震動S₁による評価を実施 していたが,今回工認においては,Sクラスに分類されることから基準地震動Ss及び弾性 設計用地震動Sdによる評価を実施する。

	設備名称	備考
 耐津波に関する設 備の新規追加 (S クラス) 	 ・防潮堤(鋼管式鉛直壁) ・防潮堤(盛土堤防) ・防潮壁(第2号機海水ポンプ室) ・防潮壁(第2号機海水ポンプ室) ・防潮壁(第3号機海水ポンプ室) ・防潮壁(第3号機海水熱交換器建屋) ・防潮壁(第3号機海水之坑) ・防潮壁(第3号機海水北) ・防潮壁(第3号機海水池) ・「東海北路縮小工(第1号機放水路) ・「算通部止水処置 ・津波監視カメラ 	
 ② 地下水位低下設備 の新規追加 (C クラス) 	 ・取水ピット水位計 ・ドレーン ・接続桝 ・揚水井戸 ・揚水ポンプ ・水位計 ・制御盤 ・電源盤 ・関連配管・弁 	
 ③ 非常用ディーゼル 発電機等の燃料を貯 蔵する設備の格上げ (C→S クラス) 	 ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備軽油タンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 軽油タンク ・関連配管・弁 	

表 2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった設備(1/2)

④ 発電用原子炉施設 に関する耐震設計審 査指針の改訂に伴う 変更(A→S クラス)

表 2-1 建設時工事計画認可から耐震重要度分類が変更となった設備(2/2)

表 2-2 検討用地震動が変更となった設備

	設備名称	備考
波及的影響を考慮すべ		耐震重要度分類の変更で
き施設に適用する地震	・原子炉建屋クレーン	はないが、検討用地震動
動の変更	・原子炉建産クレーン	が変更となった設備とし
$(S_1 (Sd) \rightarrow Ss)$		て抽出

添付資料1

設置変更許可時からの変更点

	設置変更許可							
· (注5)	検討用 地震動 (注6)	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	s sssss s	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8				
波及的影響を 考慮すべき施設 (?	適用範囲	 ・原子炉遮蔽整① ・中央時館だ大井昭田 ・タービン速屋 ・補助ボイラー速屋 ・1号炉制御建屋(2) 	・所子が建設クレーン ・然料交換機 ・創創的相合家シング の目前相信家シング ・創創相相信家ラック ・創創相信歌ラック ・ 説料子キンシスル着 思想 ・ ガービン準屋	 ・中央師範定大井照明 ・タービン連属 ・補助ボイラー連属 ・1号炉朝御建屋 ③ 	 諸木ボンブ室門 童やレーン 童やレーン 童を応義ネット 前面最近 前不可能 市人国総 耐人国総 耐人国総 耐人国総 前加子(中央国際 			
9 (注4)	検討用 地震動 (注6)	S S S S	S s	s s s s	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N			
間接支持構造物	適用範囲	 ・原子炉本体の基 確 ・原子炉建屋 ・制御建屋 	•原子炉建屋	 ・原子毎速歴 ・原子垣本体の基 - 護 ・朝御速屋 	原子好建屋 原子好建活力 原子存載者 指子 (1) 市子 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			
(注3)	耐 震 クラス	s s	s	s	s			
直接支持構造物	適用範囲	 原子炉圧力容器支 持スカート 機器・配管、電 気計装設備等の 支持構造物 	・機器の支持構造 物	 ・機器・配管,電 気計装設備等の 支持構造物 	 機器・配管、電気計業設備等の 支持構造物 支持構造物 			
(注2)	耐 選 クラス	s	j.	ννν	α αα α			
補助設備	適用範囲	 隔離弁を閉とす るために必要な 電気計装設備 	1	 ・ 「 むひ支持構造物 ・ 重気計装設備 ・ チャレネレボッ ・ クス 	当該施設の治知 承示(原子が補除が 承示) 中心支持構造物 非常用電源医び計 非常用電源医び計 子イーゼ から加減、補助施設 合当以、補助施設 書款備、の会社 書款施設の機能 離於向、酸化			
(注1)	耐 震 クラス	<u>م</u> م	N N	Ś	ν ννν			
主要設備	適用範囲	 ・原子炉圧力容器 ・原子炉冷却材圧力 ・パウングリに属す る容器・配管・ボ ンプ・弁 	・使用済燃料プール ・使用済燃料時蔵ラ ック	・ 削御棒、 制御棒築 動機構及び制御棒 駆動水圧系 (スク ラム機能に関する 部分) 部分)	・原士伊局羅時令 単派 ・適任第のスプレ ・通信第四本のスプレ ・使時第四本一下 連続にも要な設 適合のなな設 の の ・ の の ・ の の の の の の の の の の の の の			
	機能別分類	 (i)「原子炉冷却 材圧力パウンダ リ」を構成する 機器・配管系 	(三) 使用済然料を 貯蔵するための 施設	(田)用子有の緊急 廃止のために急 酸に負の反応度 後行は可反応度 の施設及すのため の施設なび原子 有の停止状態を 維持するための 施設 施設	 (N)原子育等止 (N)原子育等止 (N)原金市大もの ● 第二本の ための 市会 ための 「 			
20 JUL - 30 JUL - 30 JUL	国际里安设 分 類	SJ7X						

			今回	工事計画認可	
	検信小田 地震動	x x x x x x x x x x x	8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	s s s s s s s s	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
波及的最響を 考慮すべき施設* ⁶	適用範囲	- 原子中しゃへ 盤 ① ・中央制御室天井照明 ・タービン建屋 補助ボイラー建屋 第1.5株制網融建 ②	・原子が地景クレーン ・燃料交換機 ・制御時報行戦ラック ・燃料チャンネン着脱機 ・タービン建屋	・中央制御全大井原明 - ケーンな展 - 利助パイラー連続 - 第1号場相保健院。	・商内にはンプ値可望 商格にはンプ値可望 商格に調査メート 所引き通信 同時の活発 サーレン 建設の構造 の 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人 一人
	検討用 地震動	8 8 8 8 8 8	s s	S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
間接支持構造物約	適用範囲	・原子4年本国本の基礎 ・原子49年頃 ・開催進量	・原子が秘密	- 所于49年18년 - 原子49年18月19年 - 前子49年18月19年	 (ドイが建築 ● 新人にンン室 「アクト」 (日子の第四の小学) (日子の第四の小学) (日子の第四の小学) (日本の小学) (日本の小学)
54	耐 震 クラス	s s	s	s	s
直接支持構造物部	適用範囲	・原子伊圧力容器支 持スカート ・機器・配管、電気 計装設備等の支 持構造物	・機器の支持構造 物	・機器・配管、電気 計装設備等の支 持衛送物	機器・電管、電気 計装設備等の支 技構造術
	町 震 クラス	s	1	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	າ ເພັນ
補助設備#2	適用範囲	・開催弁を閉とするた めに必要な電気計 装設備	I	・ がし、艾特特道術 ・ 電気計量設備 ・ チャンネルボックス	 当該施設の所利系 (現子中制酸が目系) (現子中制酸が目系) (現子中制酸が目系) (第一十一小第 電機 反等。の活到 系・制設施設で合わ)
	耐 震 クラス	s so	s ss	×.	ແພນ ແ
主要設備**	適用範囲	・原子/理圧力容器 ・原子/培培地化圧力、 ウングリに属する容器・ 配管・ボンプ・弁	・使用流燃料プール ・使用流燃料電減ラック	- 副領時、副領時線の動使機 構成び割創体第5回水 圧系(スクラム機能に 関する的公)	株子が時期時代は時代 ・様子が手線時間になってしく系 ・検討時のようしく系 ・検討時によった。 やはれていたのサイ になったり になったり になったり になったり になったり になったり でのサイ になったり になったり での には には には には に に に に に に に に に に に に に
2 1	機能完全額	(1)「原子内容加利年力 パウンダリ」を構成す る機器・配管系	(11)使用済然料を貯蔵 するための施設	(Ⅲ) 原子炉の緊急停止 のために急減に負の 反応成を付用するた めの施設及び用子方 の停止状態を維持す るための施設	(w)原子和弊止後。與心 30-500種語を除去す 5ための種語
of the standards	<u>时候电波度</u> 分 類	S 7 7 X			

		電変更許可				今回工事	副計画認可	
注5) 検討用 抽靈師	remeaning to the second		νννννννν	90	36, 24	× × × × × × × × × ×	6 S S S S S S S S S S S S S S S S S S S	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
波及均影響? 考慮すべき施設 適用範用	 AD Hauta 海 大 ボ 大 デ Y 南 密防護 オット 南 密防護 オット 市価部度 市価部度 市1944 市1944 中144 中144	 ・原子 年ウェル進 載プラダ ⑤ ・中以調給法式44期引 ・タービン 独屋 ・補助ポイラー 独屋 ・1 号炉制 領進 屋 ② 	1 各地理案前の 第人式・大学工業門 第人工一工 前面最早の 所行が観察フレーン 所行が観察フレーン 市長子の 補助式・テー使展 一 1 号が明朝他展 ②	波及的環境響を考慮すべき施設。	適用範囲	・海水ボンブ通門型 「レーン」 「「小田屋を」」 「小田屋を」」 「小田屋を」」 第一の時間に入井照開 一一」 一一、 一一、 一一、 一一、 一一、 一一、 一一、	・原子市ウェルカパー ・中央制御室天井照順 ・タービン建居 ・創助ポイラー建屋 ・第1 号機制御廷屋(2)	第1号機能反抗(2) ・市ムンン電電型 クレーン クレーン では力速能や 市内大学研究 クレーン オームン理論 ・ 第1号機能的成長(2)
物 (注 4) 檢討用 檢診用	(注3) (注3) S S S S S S S S S S S S S S S S S S S				檢討用 地震動	× × × × × × × × ×	S S S	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×
間変支持構造物 適用範囲	原海原海 <mark>解軽ダ制</mark>	·原子炉韭屋 ·制御建屋	原子が建築 商大大学工業 第大大学大学 第大部務省 第大部務大会 大会 一 総由タンク連続 メット 大会 市 大会 市 大会 市 大会 市 大会 市 大会 市 大会 市 大 市 大	間接支持構造物和	適用範囲	- 研究中国政府 - 研究中国政府 - 所式中国政府由政府出行 - 第四十二 - 第四十二 - 第四世政 - 第四世 - 第四世政 - 第四世政 - 第四世政 - 第四世 - 第四世 - 第四世 - 第四世 - 第四 - 第四 - 第四 - 第四 - 第四 - 第四 - 第四 - 第四	原子的地质,加缩网络属	 所:1474時代 前4,142-27室 前4,142-27室 第4,142-27室 第4,142-27 第5,142 第6,1142-27 第7,1442-37 <l< td=""></l<>
物 (注3) 时震	S S	ω	σ	_	震え	原海原ダ <mark>離</mark> 軽制	ы Б Е	
直接支持構造物	2、等備 2010年の1000年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の1100年の	着 値、 第 単 の の	御御を	記述物 ⁴⁶	町 5	N N N	کلاً ا لاً S	<u>気</u> 持 S
直接支持 適用範囲	國行利4月 •機器•配管 文計構造物 支持構造物	 ・機器・配管、 気音装:設備 支持構造物 支持構造物 	·機器·配管 然計装設備 · 发抖器道物 · 发抖器道物	直接支持概造物**	適用範囲	機器・直径、電気 計装設備等の支 対構造物	機器・配管、電気 計装設備等の支 持構造物	機器・配管、電気 計2部設備等の支持 構造物
(注2) 耐痰	1/1/ X X X X X X		on on on		耐 職 クラス	s s s s s	s	s s s
補助設備 適用範囲	國力報用用 並該施設の治力 為(低了力量機合) 非常活用能力 非常活用能力 中央部環境で「イー セルを密電機及び セルを密電機及び セルの治力。 動価設合 能力 素力の 一 素力の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	・隔離弁を閉とす るために必要な 電気計装設備	「試験施設の治費 」 「該一方 「該一方 「該」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」	補助成化備*2		・当該権限との方相対系 (15:1-47-34)確認との方相対 ・非常用性的(35:24)生態 酸脂(7-4-10-26) 酸脂(7-4-10-26) 酸化(2-4-10-26) 酸化(3-4-10-26) 化(2-4-10-26) 化(3-4-10-26) 化(3-4-10-26) 化(3-4-10-26) 化(3-4-10-26) (3-	「隔離弁を閉とするた めに必要な電気計 装設備	当該施設の治判系 のに不可能感知知375 のに不可能感知知375 のにする一世から 電機板です。一世から 希親国の子の一世の 一世が施設の物語部件 に必要な空気観察部件
(注1) 耐 歳			ແ ແ ແ ແ ແ		副 歳 クラス	so so	s so	ν νννν ν
主要設備 適用範囲	・1 02 00 4・ 邦信イ() 2 2 日転() 治サエ	 原子炉格納容器 ・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器 ・パウンダリに属 する配管・弁 	教報課業スプレイ 市理報書法人子 市理書書に大して 一般な法院前 同場連手 大意 開創業 東保田大人意 原一日 市工人を 一日 市工人を 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	主要說好備**		- 非常行用いた価格の - 非常行用いたの 2.0 近日子によってレイ系 2.0 近日子によってレイ系 3.0 近日子になってしん系 1.2 が一日 - 2 近日の - 2 での - 7 デーン -	・原子が統領容器 ・原子が統領容器、クン ダリに属すら配置・介	・残田館島に式(保納特容 「三朝子」、人活動車・ 「三朝子」、人活動車・ 「三朝子」、人活動によど成立役間 「三朝時間」、 「三朝時間」、 「三朝時間」、 「一前日」、 「二」、 「二、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「二」、 「一」、 「二」、 「二、 「二」、 「二、 「二、 「二、 「二、 「二、 「」、 「二、 「二、 「一」、 「一」、 「二、 「一」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「」、 「
機能別分類		(五)原子炉冷却材 圧力パウンダリ破 損事故の際に,圧 力障壁となり放射 性物質の放散を直 核防ぐための施設	(4) 放射性物質の 放用を伴うような 事故の際に、その 外部放散を抑制す またの施設で上 認(4)以外の施設		機能形式	いの「大中が活動材料」 オウンダリ酸脂味酸 後、邦心から崩壊戦を 除注するための消滅度	(vi)原子炉冷却材圧力 パウンダリ酸排串故 の際に、圧力障壁とな り放射性物質の放散 を直接防ぐための施 設	(4面) 放射性物質の放出 を生うこうな事故の 認二、その外部的な 前面十一方とかの施設 で上記((4) 以外の)施 設
耐震重要度 分 類	5 (an land and and		S かラス (v	>	

		設置	変更許可		今回工事計画認可					
(5)次	「杉井				** 杨富小用 地源的		**** **** @	1 1		
波及内影響を 表慮すべき節部 (適用範囲	旗水ボンブ室門 型ケレーン 3 号が協林バン 3 号が協林バン 3 号が協称ビン 6 登録に連ネット 3 号が印成着ネット 3 号が印成着ない 1 一 1 一 2 一 1 一 2 一 1 1 一 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	確水ボンブ室門 電客防護ネット 電客防護ネット 前面離撃(3) 前の調整(3) 前の調整(3) 前の調整(3) 上間時水路 デンナスルート(3) デービン地陸 中央国際協会(3)指明	床汁の建設として、 床汁の建設として、 成子が透磁機の によりが塗板線の テストラント 中均線融活び共振明 単クレーン 管査が高端業多いト 商価高濃素のト タービン電気 カービン電気	波及的影響を 考慮すべき施設 適用範囲	通いにいくがあっていい。 (通いにいくの) ・ 電信的に線ネット ・ 電信的に線ネット ・ 10mmに後一の ・ 第1月地間の公路 ・ 17かとスレート ・ 17かとスレート ・ アクレビスレート ・ タービン・地域	(1) 学校(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	原子が理由プレーン (低子)でしかい、 (低子)でしかい、 (低子)でしかい、 (た子)を)の (た子)を)の (た子)を)の (低子) (低子) (低子)) (低子) (低子) (低子) (低子) (低子		
(共 1)	檢討用 地震動 (注6)	× × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	ν γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ γ	ແມ່ນ ແມ່ນ ແມ່ນ ພັ້ນ ແມ່ນ ແມ່ນ	當加	ັດ ແລະ ແລະ ແລະ ແລະ ແລະ ແລະ ແລະ ແລະ ແລະ ແລະ		× × × × × × × × × ×		
間後支持構造物		3.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9.9	原子却建展 防御機 (8)-2 前子が思いす。 原子が優諾合当 前子が配置合う 一般的タンク連載 ダクト ガラト	- 原子伊建屋 海水ポンプ室 南水ポンプ室 南米配号クト 南北 安ノクト 香油タンク連絡 ダクト 周御速屋 朝子方木体の基 麗	間接支材構造物** 適用範囲	ала занаших служающих служаетие (2 покал занаших служаетие (2 покал служаетие) (2 с с с с с с с с с с с с с с с с с с	(万子が単株式 (万子)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10)(10	 第749単編 第8749単編 第8749 第8749 第8189 第8189 第8189 第8189 第8189 第8189 第8189 第8189 第8189 		
(注3)	町 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	s	N	o o	 物 ⁴⁸ 軒 泉 クラス		s	ν ν		
直接支持構造物		・機器等の支持構造物	 機器,配管,電 気言装設備等の 支持構造物 	 機器・配管、電 気圧装設備等の 支持構造物 成于均圧力容器 		「観察部のの大学時候	・機器、直流、電気 計実設備等の支 持構造物	- 機能・配管、電管、電管 特徴設備で支 特徴設備 - 原目本田ジ络器 - 原目本田ジ络器		
(4)	副 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	Ĩ	s	s	軒 娘 クラス	I	s	s		
補助設備	適用範囲	1	・非常用電源及び 計整設備(ディー それを電機及び その治理素、補 助施設を含む)	・非常用電源及び 計2220億(ディー そとか客電機及び そこの治量系・補 助施設を含む) 補 助施設を含む)	補助設備。	1	・非常用確認及し容特容 設備にティー・ビルト 電機及びそつかり 系・相則値段を含む)	- #常用國國民會社委 證證 國務 (7, 7, 4) 系 - 補助加設を含む)		
(注1)	町 町 の ラス	ຎຎຎ຺ຎຎຎຎຎ຺ ຎ	w w	α α	耐 歳 クラス	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	α α	α α α		
主要設備	-7	 防潮堤 防潮度 防潮度 防潮度 小水路道 小水路道 ・注除備 ・注除備 ・注除価 ・注水防止 ・浸水防止 ・浸水防止 ・逆止升付ファン ・水ル ・貫通部止水処置 	 ・津波監視カメラ ・取水ビット水伝計 	・燃料ブール水布給 設備(彼居熟院式 系(燃料レール水 の補給に必要しい水 価)) (注う酸水注入系 (注う酸水注入系 (注つ酸水注力系 部構造物 (注2)	主要設備。	同時期後 1月20月4日 1月20月4日 1月20月11日 1月20月11日 1月20111 1月20111 1月20111 1月20111 1月20111 1月20111 1月20111 1月20111 111111 111111 111111 1111111 111111	- 言葉語語 3 × 3	・読みアイール大統領部会議 の時間第45-55、685年 「2015年」) 「2015年」) 「2015年」) 第5世代 15日の日 15日		
	分類	 (4) 津波防護機能 を有すう 施設及び する設備 壊能を有 する設備 	 (i) 敷地における 剥砂能現機能を有 する設備 	(:)その他	機能別分類	(m) 連波防護機械を有 + 5 設備服 反び受み助 止動能を有す 5 認備	(kv)敷地における消滅 歴現機能を有する施 設	副 (の <i>決</i> (X)		
	耐震重要度 分類 類	S / 7 ×			244	S 17 5 X				

: 今回工事計画認可と設置変更許可の変更点 ○数字は表1の左端の番号に対応している

	設置変更許可	今回工事計画認可
(注1) (注2)	主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を 持つ設備をいう。	注記*1: 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 *2: 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備
(注3)	待ち設備をいり。 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持 構造物又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。	をいう。 *3: 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物又 はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。
(注4)	間接支持構造物とは,直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構 造物(建物・構築物)をいう。	*4: 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物(建物・構築物、十木構造物) ¹⁹ をいう。
(注5)	波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの 破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれ	*5: 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位クラス施設のうち、その破損等によ。 ³⁰ て上位クラス施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。
(注6)	 のある施設をいう。 S s : 基準地震動 S s により定まる地震力 S d : 弾性設計用地震動 S d により定まる地震力 S B : B クラス施設に適用される地震力 	 *6: Ss:基準地震動Ssにより定まる地震力 Sd:弾性設計用地震動Sdにより定まる地震力 S_B: Bクラス施設に適用される地震力 S_C: Cクラス施設に適用される静的地震力
(注7)	S _c : Cクラス施設に適用される静的地震力 ほう酸水注入系は,安全機能の重要度を考慮して, Sクラスに準じて 取り扱う。	 *7: ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。 *8: 原子炉圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。
(注8)	原子炉圧力容器内部構造物は,炉内にあることの重要度を考慮して, Sクラスに準じて取り扱う。	*9: Bクラスではあるが,弾性設計用地震動Sdに対し破損しないことを確認する。 *10: 主蒸気逃がし安全弁排気管については,基準地震動Ssに対して破損しないこ
(注9)	Bクラスではあるが,弾性設計用地震動Sdに対し破損しないことを 確認する。	とを確認することで、蒸気凝縮性能の信頼性を担保する。 *11: Cクラスではあるが、基準地震動Ssに対し機能維持することを確認する。
(注10)	主蒸気逃がし安全弁排気管については,基準地震動Ssに対して破損 しないことを確認することで,蒸気凝縮性能の信頼性を担保する。	
(注11)	Cクラスではあるが,基準地震動Ssに対し機能維持することを確認 する。	